

農地中間管理事業を活用した農業経営の効率化等の促進に関する連携協定

公益社団法人兵庫みどり公社（農地中間管理機構）（以下「甲」という。）と兵庫県農業法人協会（以下「乙」という。）は、近畿農政局、兵庫県及び一般社団法人兵庫県農業会議を立会人として、相互に連携と協力を強化し、農地中間管理事業を活用した農業経営の効率化や所得向上、農村の維持・発展を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、農地の有効活用を図ることを通じて、農業経営の効率化や経営組織（者）の所得向上、さらには農村の活性化、健全な維持・発展を図るため、甲と乙が相互に連携と協力を強化し、農地中間管理事業の活用を促進することを目的とする。

（協定内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、相互に連携し協力するものとする。

- (1) 農業経営の効率化等に関する情報提供及び意見交換を目的とした定期的な連携の場を設けること。
- (2) 会員に対し、農地中間管理事業の周知徹底及び同事業の活用による農用地の利用促進を図ること。
- (3) 県、市町、農業委員会、関係団体が開催する農用地の利用調整に向けた地域の話し合いに積極的に参加すること。
- (4) その他、目的の達成に必要な事項

（協定の見直し）

第3条 甲、乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、甲、乙のいずれかが期間満了の3か月前までに協定の更新をしない旨の意思表示を行わない場合は、さらに1年間を延長し、以後もこの例によるものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書5部を作成し、甲、乙及び立会人がそれぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

平成30年4月23日

甲 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目7-18
公益社団法人 兵庫みどり公社（農地中間管理機構）
理事長 新岡 史朗

乙 兵庫県神戸市中央区下山手通4丁目15番3号
兵庫県農業法人協会
会長 木 隆博

（立会人）

京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町
農林水産省 近畿農政局
次長 小林 博行

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県農政環境部
部長 藤澤 崇夫

兵庫県神戸市中央区下山手通4丁目15番3号
一般社団法人 兵庫県農業会議
事務局長 藤本英樹